

## 第1回 保育・雇用ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年9月22日（金）10:29～11:54

2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司（座長）、森下竜一（座長代理）、飯田泰之、八代尚宏

（政府）梶山規制改革担当大臣、前川内閣府審議官、平井内閣審議官

（事務局）窪田規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、佐藤参事官

（説明者）厚生労働省子ども家庭局保育課長 巽慎一

厚生労働省子ども家庭局保育課企画官 唐沢裕之

内閣府子ども・子育て本部参事官 西川隆久

4. 議題：

（開会）

1. 保育・雇用ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項

2. 保育に関するヒアリング

（閉会）

5. 議事概要：

○佐藤参事官 それでは、第1回「規制改革推進会議 保育・雇用ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は島田専門委員は御欠席、森下座長代理は11時40分ごろ途中退席の御予定です。

また、梶山規制改革担当大臣は所用によりおくれて到着されます。

本日の議題は「保育・雇用ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項」及び「保育に関するヒアリング」でございます。

それでは、以降の進行につきまして、安念先生、よろしくお願いいたします。

○安念座長 どうもありがとうございます。

本日は都合によりまして、議題1と議題2の順序を入れかえまして、まず議題2「保育に関するヒアリング」について、所管省庁から検討状況を伺いたいと存じます。

きょうはお忙しいところ、ありがとうございます。早速でございますが、資料2-1に基づいて、厚生労働省さんから御説明をお願いしたいと存じます。

○巽課長 厚生労働省保育課長の巽でございます。よろしくお願いいたします。

きょうは資料2-1「保育分野の現状と取組について」ということで資料を御用意しました。

1 ページ目、これは今月の1日に待機児童の公表、それと、いつもそれに伴いまして、

保育の受け皿拡大の量等について公表しております。それに基づきまして、説明したいと思っております。

各自治体の保育拡大量の見直しによりまして、平成25年から29年までの5年間では、約52.3万人の拡大を見込んでおります。これは市町村分も積み上げた数字でございますけれども、昨年公表した数字、48.3万人分よりも4万人分上回る見込みとなっております。

また、企業主導型保育事業、これは内閣府の所管でございますけれども、平成28年から実施しております、受け皿拡大量を5万人から、先日松山内閣大臣から7万人分に上積みしたという結果を合わせますと、25年から29年までの5年間で59.3万人、60万人ぐらいの拡大ができるという見込みで考えております。これは後で御説明いたしますが、加速化プランは当初40万人であったわけですがけれども、一億総活躍プランで50万人、今回新たに60万人という数字になっている状況でございます。

一方、女性の就業率、特にこれは25歳から44歳、例のM字カーブのトップのところでございますけれども、これが年々上昇しております。この資料の1ページの赤の折れ線グラフですがけれども、現在、女性就業率は年平均で72.7%ということで、年平均は1ポイントずつ伸びている状況でございます。それに伴いまして、申込者数も年々当然増加しているわけございまして、これは昨年の4月申込者数と比べまして、約9.1万人増ということで、265万人の数字になっている、そういう状況でございます。

この申込者数の中から当然待機児童が生ずるわけございまして、29年4月の待機児童数は2万6,000人という数字でございました。ここに1ページの下の方に小さく書かれていますけれども、大体2万6,000人から2万3,000人の間で推移している状況でございます。先ほど言いましたように、女性就業率はこの赤線、申込者数につきましては青の棒グラフ、保育の受け皿につきましては緑の棒グラフになりまして、28年度から新たに企業主導型保育事業が出ておりますので、28年度から29年度は2万人、29年から30年は5万人という形になっているところでございます。

2ページ目、これは今の具体的な数字、59.3万人の内訳でございますけれども、25年度から28年度までにつきましては、これは実績数値でございます。29年度は各市町村の計画量でございます。先ほど言いましたように、市町村拡大量につきましては、5年間で52.3万人、そして、企業主導型7万人という数字になっているところでございます。

昨年の保育拡大量につきましては、真ん中のところに書いてありますように、認可保育所につきましては1万人減になってはいますが、これは実質認定こども園化しているものでございます。認定こども園化は右の方に書いてありますように、8万6,000人ぐらい1年間で伸びているというものでございます。認定こども園と保育所の違いにつきましては、また内閣府の方で説明がございまして。

それと、小規模保育事業が1万6,000人程度伸びているものでございます。これは20人未満の小規模な保育の施設、27年度から子ども・子育て新制度ができて、そういった小規模、特に都市部で最近多くなっておりますけれども、当然地方でも過疎地が出てきて

いまして、そういった小規模保育を認めるということで、公的な事業として認められたものでございます。

地方単独保育施策、これもマイナス2,925となっております。いわゆる東京都認証とか横浜保育室とか、地方単独で事業を実施しているものでございますけれども、これもマイナスとなっておりますが、認可化が進んでおります。当然認定こども園あるいは保育所、そういうものになっているものでございますけれども、地方単独事業が認可化を進めることによってマイナスになっているだけでございます。

その他、これもマイナスになっておりますが、これは認可外の認可を計画しているものについて、このその他に含まれているわけですが、それについても認可化が進んでいるということでございます。そういったことで、小計9万3,000ということ、企業主導型につきましては、先ほど言いましたように28年度の拡大量は2万だったということで、計11万だということでございます。

3ページ目、これは待機児童の状況でございまして、まず、保育利用率、これは就学前児童数を分母にしまして、利用児童数を分子にした、まさしく保育を利用している割合でございまして、これは年々上昇している状況でございまして、先ほども言いましたように、女性就業率が上がるということに伴いまして、特に1、2歳児の利用率が現在42.2%から1年間で3.5ポイント上昇しまして、29年4月で45.7%ということで、特に1、2歳の利用率が上がっているということでございます。全体でも現在は42.4%ということでございます。

この保育利用率につきましては、25年度の下の方に小さく書かれておりますけれども、待機児童解消加速化プラン、それと子ども・子育て新制度、27年から始まっておりますが、そこから加速度的に受け皿も整備しております、当然利用率も上がってきているというような形になっているところでございます。女性就業率と保育利用率につきましては、かなり相関関係が高いということで知られているところでございます。

待機児童の内訳がその右の方に書かれておりますけれども、現在問題になっている待機児童の割合としましては、1、2歳の待機児童者数の割合が多いということで、現在71.7%ということでございます。ゼロ歳児の待機児童も多いということで、16.9%ということなのですが、これは1、2歳の受け皿がないことによりまして、本来育休がとれるわけなのですけれども、ゼロ歳のうちから申込みをしてということで待機児童が出ている状況でございまして、我々はできるだけ育休はとってもらえる人はとってもらい、必要な人については保育を整備するという形になっておりまして、1、2歳の受け皿をつくるというのは、我々は大事だという認識でございまして、3歳以上につきましては、当然幼稚園も入っておりますので、1、2歳の受け皿整備が非常に大事だという認識でございまして。

4ページ目、これは昨年の待機児童の状況を地域別にあらわしたものですけれども、全国1,700のうち約8割につきましては、待機児童はゼロでございました。特に待機児童は都市部に多く見られまして、この首都圏あるいは近畿圏等、中核市も含めまして、全体の

72.1%を占めている状況でございます。

具体的に待機児童数が昨年100人以上増減した自治体について、下のところに表が書いてありますけれども、待機児童数が100人以上減少した市区につきましては、この少し黄土色のところに書いてありますが、利用定員増加数というので、28年4月から29年4月、つまり1年間で受け皿をどれだけつくったか。それと、申込者増加数、これはいわゆる需要でございます。これを比較しまして、当然供給を上回ってしっかり受け皿を整備しているところは、この待機児童数を減らしていることがわかると思います。

一方、下の2.のところ、待機児童数が100人以上増加しているところにつきましては、それが逆転しておりまして、申込者数、需要が供給を上回っている状況がわかると思います。いずれにしても、自治体の保育の受け皿整備という取り組み状況が待機児童の改善にあらわれているということが、これでわかると思います。

5ページ目、これは待機児童数が増加した主な要因、先ほどの100人以上増加した自治体にヒアリングをしまして、具体的にどういったことが主な要因なのかということ进行调查したものでございます。これを見ていただくとわかりますようにマンション建設、最近、都市部ではタワーマンションなどによりまして、人口が急増しているということ。あとはベッドタウンとか、そういったところで待機児童が生じているというような、需要の意味での予測できなかったニーズが掘り起こされている問題がございます。

一方、供給面におきましては、ここでも書かれておりますけれども、保育所の開設に関して、土地の問題、あるいは保育士等の人材確保の問題というようなことで計画どおりいかなかった、昨今は都市部では地域住民の調整の問題などがございますけれども、そういった問題がございます。

また、昨年度、待機児童の調査のいわゆる定義と言われておりますけれども、その見直しを行いまして、育児休業期間中のものについて、その見直しの影響があったのではないかということと言われております。以前、育児休業につきましては、待機児童からカウントしないということになっていたわけございまして、例えば保護者の育休をとった後の復職する意思を確認せずに一律に待機児童に含めていなかった自治体が多うございました。それにつきまして、今回はちゃんと復職の意思を確認して、仮に保育所に入った場合に復職する意思があれば、それは待機児童に含めてくださいという見直しを行ったところでございます。そういったものが影響しているもので、待機児童の取扱いの見直しということで掲げられているものでございます。我々としましては、この待機児童調査の影響は多少あると思っておりますが、何といたしても保育の申込者数の増が一番の原因だと思っております。

6ページ目、これは全国都道府県におきます待機児童のマップでございまして、赤いところが一番多く、東京都は8,586ということで、全国待機児童の約3分の1を占めている状況でございます。それと埼玉、千葉、神奈川、あるいは大阪、兵庫、岡山、福岡、沖縄というところでございます。沖縄につきましては、歴史的な経緯がございまして、無

認可保育所がそもそも多くて、どうしてもそこに入っている人が待機児童にカウントされてしまいますので、ただ、昨今那覇市等につきましても待機児童の対策に力を入れておまして、認可化に移行している状況でございますので、そういう歴史的な背景があって、沖縄はワースト2ということになっている状況でございます。

7ページ目、現在、保育の運営に要する費用、いわゆるランニングコストでございますけれども、先ほど御説明しましたように、保育の利用率がこの緑の線グラフ、赤の線グラフなわけでございますが、25年あるいは27年から急激に伸びが急速になっているところがございます。それに伴いまして、昨今、保育の利用率、これは配置基準がゼロ歳あるいは1、2歳は手厚いので、単価がどうしても高くなっていく状況でございます。それと、最近保育士の人材確保ということで、後で御説明しますけれども、処遇改善ということで人材確保について運営費に乗せている、1人当たり単価はどうしても高くなるということもでございます。そういったことで、24年度、加速化プラン前は7,924億だったわけですが、現在は1兆5,000億という状況になっているところがございます。

8ページ目、これは利用児童数でございます。全国、もう少子化が進んでおりますので、都道府県別にしても、当然人口、子供の数は減っているわけでございますけれども、それにもかかわらず、利用児童数はふえているということが、この左の赤の棒グラフでわかると思います。25年と29年の比較をしたものでございますけれども、岐阜県以外は上がっている状況でございます。特に都市部では伸びている状況です。

右の水色と青の棒グラフです。これは先ほども言いましたように、1人当たり単価がふえているということも影響しまして、運営費が、当然これはもう全国で伸びている状況でございます。それだけ子育て費用にお金をかけている状況でございます。

9ページ目、これまでの待機児童の解消の計画ということで、これから説明したいと思います。これは25年4月に安倍内閣発足後、待機児童解消加速化プランを策定いたしまして、先ほども言いましたように5年間で当初は40万人という数字であったわけですが、27年11月に一億総活躍の実現の緊急に実施すべき対策ということで、50万人に拡充したところでございます。

これは毎年毎年計画はあるのですけれども、基本的に待機児童の公表とともに、先ほども言いましたように各自治体のプランニングを積み上げますので、つまり、毎年毎年この数字というのはローリングします。ですから、プランはプランで残っているのですけれども、基本的には自治体の積み上げた量が実際の受け皿量になってまいりますので、それが先ほども言いましたように直近の数字では52.3万人、企業主導型につきましても、5万人から7万人にふえたということで、合わせて約60万人という数字になっているところがございます。当時、プランのときは、平成31年までに待機児童解消すると言っていたものを、29年度末までに目指すということをやっていたところがございます。

10ページ目、これは保育園の定員と利用申込者の増加数でございますけれども、待機児童加速化プランの前後で、かなり定員数あるいは利用児童数が伸びているのがわかると思

います。平均で見ますと約3倍前後でふえているというのがわかると思います。

11ページ目、当然それに伴う人材確保が大事になってきて、赤線のところが、いわゆる賃金構造基本統計によります保育士の年収でございます。25年、加速化プランを契機に処遇改善ということで年収の賃金を上げているという状況がわかると思います。一方、保育士の数については、この緑の棒グラフでございますけれども、これは保育施設に従事する保育士の数ということで、実数でございますが、これも年々上げている状況でございます。

12ページ目、これは保育士の処遇改善の推移、25年から29年度までに実際どれぐらいミクロ的に処遇改善を行ってきたかということでございます。25年におきましては、安心子ども基金においてまず処遇改善2.85%ということで、27年にこの2.85%につきましては公定価格、いわゆる運営費に恒久化して3%ということになっております。それと、各種人事院勧告の積み上げによりまして、結局29年度におきましては、新たに2%の処遇改善も加わりまして、それプラス4万円及び5,000円の、次に出てきます技能経験に応じた処遇改善ということでやったところでございます。計10%プラス最大4万円ということで、月額3万2,000円、最大4万円という処遇改善を実施しているところでございます。

13ページ目、具体的な29年度予算は、1,100億の公費を投入しまして処遇改善をやったところでございますけれども、保育士につきましては幼稚園等と違しまして、園長、主任保育士、保育士というようなキャリアラダーの仕組みしかございませんでした。それにつきまして、昨今、乳児保育の問題とか障害児の問題とか、あるいは食育アレルギーとか、そういうような専門的なキャリアラダーの仕組みをつくらないと処遇改善をしても駄目だということで、こういうような技能経験に応じた処遇改善の仕組みをつくったところでございます。ただ、これにつきましては、今年度から研修等を実施しているところでございまして、基本的には副主任保育士あるいは専門リーダーというところにつきましては、この左に書いてある8つの研修のうち4つを受けてもらう。あるいは、職務分野別リーダーということで、これにつきましてはどれかの研修を受けてもらうというような体系をつくって、それでキャリアラダーの仕組みをつくることによりまして、処遇改善に見合う専門性をつけていただくことが大事だということでやっているところでございます。それプラス、29年度におきましては、全職員に対しまして2%の処遇改善を実施しているというところでございます。公費ベースで約1,100億を投入している状況でございます。

14ページ目、これは今年度5月に総理から子育て安心プランというものを発表しましたけれども、その背景となるデータでございます。まず、女性の就業率につきましては、M字の底を中心に女性の就業率は大きく上昇しているというのが、この14ページでわかると思います。

15ページ目、これは25歳から44歳の女性就業率でございますけれども、それと利用率の推移につきまして、当然女性就業率に伴いまして、先ほど来から言っておりますように、利用率についても徐々に上がっている。特に1、2歳の利用率につきましては、0.7以上の

関係関係がございまして、そういうことが言われております。

16ページ目、そういったことから、今回は子育て安心プラン、総理から5月に発表されて、6月に諮問会議で具体的内容について公表されたところでございます。まず、待機児童を解消するということが、国としては、東京都を初め意欲的な自治体を支援するために解消に必要な受け皿、22万人分の予算を31年末までの2年間で確保する。遅くとも32年末までの3年間で全国の待機児童を解消するというところでございます。それ以降につきましては、待機児童解消ゼロを維持しつつ5年間でM字カーブを解消するということが、先ほど言いましたように、女性就業率80%がM字カーブのトップのところでございますので、ヨーロッパ等の女性就業率の進んでいるところと比較してその受け皿を整備するということが、約32万人分の受け皿を整備することになっているところでございます。

17ページ目、今回の子育て安心プランの支援施策のポイントということが書かれております。待機児童の対策が必要な要因ということで、1、2歳の待機児童の対策について力を入れる。女性就業率あるいは保育申込者数、1、2歳の利用率等の伸びが2倍ぐらいのポイントで伸びている。それと、やはり待機児童の問題は都市部に多いというようなことで、土地確保の問題あるいは大規模マンションの建設、人口流入等予想を超えた就学前の児童数の増加ということで、対策を練らないといけないということで、右の方に子育て安心プランの対応ということが書かれております。

18ページ目、これをベースにして6つの支援パッケージということで書かれているものでございます。19ページ以降、具体的な内容について書かせていただいておりますけれども、対応のスケジュール、それと関係省庁につきましては青字ということで書いていますけれども、その概要について簡単ではございますけれども、説明させていただきます。

6つの支援パッケージにつきましては、まず、保育の受け皿拡大というものが何よりも大事だということでございます。都市部における高騰した保育園の賃借料への補助、あるいは大規模マンションでの保育園の設置促進。固定資産税を保育所をつくる際に減免をするというような、これは東京都で条例ができましたけれども、そういった普及。昨今出てまいりましたが、幼稚園における2歳児の受入れ、あるいは預かり保育の推進。企業主導型保育事業の地域枠拡大、国有地等の活用。それと、飛ばしますけれども、市町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表ということで、我々に見える化が大事だということで取り組んでいきたいと思っております。これにつきましては、市町村ごとの中でも、現在子ども・子育て支援法の中で保育提供区域というものを市町村の中で決めることになっておりますけれども、その保育提供区域ごとにおきまして、待機児童の解消の取組み状況を見える化したいということで考えております。

広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進ということで、これは同じ市区町村の中でも、待機児童のある場所とない場所というのがございます。特に最近町田の方でも送迎バスを活用したものが言われておりますけれども、多摩ニュータウンとか、その辺のものにつ

きましては保育所が結構あるのですが、一方、新百合ヶ丘とか、駅前には待機児童が逆に生じているということで、駅まで送迎バスを持って行ってそこからニュータウンの方の保育所のあいているところに行くというような、そういった保育園の有効的な活用も大事だということで書いているところがございます。

保育の受け皿拡大の支えとなります人材確保も大事だということで、先ほどのキャリアアップの仕組み、保育補助者からできるだけ保育士になっていただくような雇い上げ支援、保育士の子供の預かり支援の推進、保育士をできるだけ専念してもらおうというようなことで、ICT化を含めました負担軽減の支援等々についてやっているところがございます。

それと、保活の問題というのが結構大きな問題となりまして、特に保育のコンシェルジュによる保護者のための出張相談なども大事だということでございます。待機児童数調査の見直しを昨年やりまして、今年の4月から新基準を適用しているわけでございますけれども、そこでも空き情報とか保護者に対する懇切丁寧な情報提供ということについてうたっているところがございます。そういったことで、待機児童の数についても、それを影響するように改正したところがございます。

4番目、この受け皿整備をする際に、保育の質というものが非常に問題になってくるところでございます。待機児童を解消しても、保育事故、死亡事故などが起きれば元も子もないというような意見がやはり強うございまして、そういったことから、先ほど言いました認可外保育施設の認可園への移行、あるいは、配置基準の維持、向上というようなことが言われているところがございます。ほかにも認可外保育施設の報告の義務化とか、あるいは情報公表とか、そういうことで取り組んでいるところがございます。

5番目、後で出しますけれども、必要な安定財源ということが、来年度予算では非常に重要な問題になっているところがございます。

6番目、これは保育の提供と、特に育休というのは代替効果というか、そういうような関係がございますので、母子愛着形成ということからしても、育休をとっていただくということも結構意見としては存在するところがございます。そういったことから、育休の保育と連携した働き方改革ということで、昨今育休につきましては2年まで延長したところがございますけれども、特にイクメンの話、あるいはニーズを踏まえた両立支援制度の確立ということでは言われているところがございます。

最後に34ページ目、これは保育の財源確保につきまして、当時社会保障と税の一体改革の中で、必要な財源は1兆円超ということで言われたところがございます。それと、27年の少子化社会対策大綱の閣議決定におきましては、量的拡充、質の向上。質の向上の中には、処遇改善あるいは職員の配置というようなことの改善が含まれておるわけでございますけれども、そのために必要な1兆円超の財源の確保については、消費税財源も含めまして、適切に対応することになっているところがございます。現在0.7兆ということで、消費税財源は10%引き上げることを前提にした財源が費やされているということで、現在、29年度でもう既に6,942億、これは公費ベースでございますけれども、25年から0.7兆のアッ

パーの寸前になってきているということで、来年またこの予算編成で運営費をどうするかということが非常に課題になっている状況でございます。

非常に速い説明になりましたけれども、ここまでいたします。

以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

続いて、内閣府さんから御説明をよろしく願いいたします。

○西川参事官 内閣府、西川でございます。

資料2-2をごらんいただきまして、今の厚労省の説明とうまく重ならないように上手に説明したいと思えます。

4ページを早速ごらんいただきまして、この子ども・子育て支援新制度というのは、幼稚園、保育所あるいは認定こども園、いろいろな仕組みがばらばらであったということで、平成27年度からスタートしているわけですがけれども、今、厚労省から御説明のあった左の箱の保育所、それから、幼稚園、認定こども園、この運営費につきましては、内閣府の方で施設型給付ということで一本化して交付をしているということでございます。それから、地域型保育給付のこの小規模保育、家庭的保育、それぞれの事業の運営費につきましては、我々の方で取りまとめているということでもあります。

真ん中の紫の部分の延長保育等々のいわゆる特別保育に関するメニューにつきましても、同じように運営費の部分、ランニング経費については、我々の方で執行しているということです。

それから、きょう少し丁寧に説明しようと思っておりますが、右端の企業主導型保育事業等につきまして、これは国主体ということですが、経済界から拠出金ということで、厚生年金の保険料にプラスするような形で集めている拠出金、今まで児童手当に充てていたわけですが、それに加えて、この企業主導型についてもプラスをして集めたお金で実施をしているということ、これは企画から実施まで全て内閣府の方で実施をしているということでございます。

1枚おめくりいただきまして、これは幼稚園、保育所ということで、ばらばらになっているのではないかという指摘を受けましてできた認定こども園制度、これを最近また更に改善をして、現在こういう形で進めております。この左の方の人口減少地域での幼稚園、保育所をめぐる問題、右の大都市部の幼稚園、保育所をめぐる問題、いろいろ指摘がございましたので、両方に対応できるものということで、真ん中の①認定こども園制度の改善として、両方の機能をあわせ持って、二重行政ではなく、幼保連携型の認可を一元化し、内閣府でランニング経費を交付しているということでございます。特に今、大都市での話が中心にあったかもしれませんが、人口減少地域でも子供の育ちという観点から、幼稚園、保育所の機能をあわせ持った施設ということで対応しているものでございます。

6ページ、企業主導型のお話を書いてございます。先ほど御説明いたしましたとおり、真ん中のところで青枠、0.15%と書いておりますが、平成27年度までは標準報酬月額総

額の0.15%をプラスした形で、使用者側に拠出金をお支払いいただいていたわけですが、それを平成28年度から29年度、0.20、0.23%ということで、800億円とか1,300億円プラスするような形で、新たに経済界から拠出をしていただいて、それを財源に企業主導型保育施設の設置を進めているということでございます。

1枚めくっていただきまして、28年度に2万人でスタートして、現在7万人というところを目指して、今、募集を進めているということで、主に大学でありますとか、あるいは病院でありますとか工業団地、ショッピングセンター、いろいろな形態がございます。企業の遊休の土地だとか、施設だとか、そういったものも活用していただきながら整備をして、この7万人程度というところの右上に書いていますけれども、子育て安心プラン、今、厚生労働省から御説明いただきまして、新たに22万人あるいは32万人整備していこうというプランの中にもこれを組み込んでいるということでございます。

6ページに戻っていただきますと、どのような特徴があるのか。若干認可保育所と違う部分もございまして、左の円グラフを見ていただきますと、6人から12人、比較的定員規模が小さいものが多いということでございます。

地域につきましては全国、関東から、北海道から沖縄まで設置がされているということで、待機児童の多い地域に必ずしも多くはないのではないかとというような御指摘は頂いておりますけれども、これは東京とか大阪とか埼玉とか、自治体とも連携しながら、待機児童対策に資するような設置を進めているところであります。

運営形態については、1企業の従業員が専ら使うような単独設置もあれば、複数の企業で協同組合的にやっている場合もあったり、あるいは保育事業者が中心になっている場合もあるということでございます。

右端のところは保育士比率、かなり規制緩和ということで、必ずしも保育士資格100%でなくてもいいということで制度設計しておりますけれども、実態的には保育士有資格者100%のところは過半数になっているということでございます。

8ページ目、9ページ目のところは、先ほどの子育て安心プランのメニューの中で、量的拡充と併せて質的にもしっかりいい形で進めていく、車の両輪で進めていくということでお話ございました。9ページに、その中で我々、特に保育の事故防止ということで取り組みを進めているところでございまして、予防でありますとか発生した直後の対応のマニュアルをつくったり、あるいは2. にあります事後的な検証、再発防止に向けた検証を進めていただくような枠組みです。指導監督もしっかり強化していくということで、特に死亡事故あるいは重大な事故が起こったときに必要な対応がなされるように、あるいは事故が起きないように、プールであるとか午睡中、食事中だとか、そういったようなかなり事故が起こりそうなところに焦点を当てたようなマニュアルをつくっているということでございます。

10ページ目、この事故が起こったときの流れということで、これまでこういった流れが明確になかったわけですが、誰がどういうところにいつまでに報告するということ

が、法令上しっかり義務づけられているということで、これまで認可外施設につきまして、下のところで、ガイドラインでやっていたところもしっかり制度的に義務づけるような形でやっというところで進めているところでございます。

とりあえず、これで御説明は終わらせていただきます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、今、頂きました御説明につきまして、御意見や御質問をお願いします。

八代先生、どうぞ。

○八代委員 ありがとうございます。

戦略として考えたときに、待機児童対策として保育所をどこまでふやせばいいのか、その具体的なターゲットをどう考えておられるのか。先ほどの厚労省の説明ですと、一つの目安としてM字型カーブがなくなる女性の就業率80%を目指す、今は72~73%ですから、あと少しだというお考えであるのかどうか。

それだと、基本的に私は極めて甘い見通しだと思います。なぜかという、そもそも女性の平均的な就業率と保育所をリンクして考えるというのはちょっとおかしいわけです。最近、M字型カーブが急速になくなっている一つの大きな要因は独身女性がふえているからであって、独身女性は保育所を基本的に使いませんから、むしろ保育所ニーズとリンクすべき女性就業率というのは、既婚女性の就業率でなければいけないわけです。だから、幾ら未婚者も含めた就業率が80%になっても、依然として保育ニーズはあるわけですね。今、既婚女性の25歳から44歳の就業率は66%ぐらいで、独身女性は90%ですから、ある意味で、既婚女性が独身並みで働くとしたら、まだまだ大きな潜在的なニーズがあるわけで、そういうところを考慮しなければ、相変わらず甘い見通しで、なかなか待機児童が減らないという状況は変わらないのではないかと。

それから、女性が働くから保育所のニーズが上がるという御説明ですが、それだけではなくて、保育所が整備されるから今まで諦めていた人が保育所に申し込むという効果も非常に大きいわけですが、それについて全くきょうは御説明がなかったわけです。このデータというのは、例えば世田谷区の資料を見ますと、なぜ出産したときに仕事をやめたかという理由の3分の1ぐらいが、保育所が整備されていなかったから、保育環境が整っていなかったからということです。逆に言えば、この3分の1の人が、保育環境が整備されればニーズとして出てくるわけですね。だから、こんな甘い見通しで待機児童解消を考えておられたら、それはまた実現しない可能性が大きいわけで、もうちょっとシリアスにこの問題を捉える必要があるのではないかと。

そのためには、厚労省も昔出されましたが、潜在的保育需要というものをターゲットにする必要がある。現に申し込んでいる人だけではなくて、6歳児以下のかかなりの部分が潜在的に保育サービスを必要としているというような前提で徹底した保育の構造改革をやらなければならない。今の児童福祉法のままで何とか小手先の対応で待機児童に取り組んできたから、幾らお金をつぎ込んでも次から次からニーズが出てくる状況は変えられないわけ

だと思います。そういうもっと大きなビジョンですね。どこまでをターゲットにするかをまずお聞きしたいということが一つです。

それから、ニーズに全部応えるのではなくて、特にゼロ歳児もそうですけれども、今の児童福祉を前提とした非常に自己負担率が低い、利用率が低い状況をどう考えるのか。これは医療でも介護でも、コストに見合った3割負担や1割負担という考え方をとっているのですけれども、この保育に関しては、コストは度外視しているわけですね。単に利用者の所得だけで決めている。だから、ゼロ歳児の利用者というのは、例えば正社員の共働きなどが多いのですが、その場合はかなり豊かなわけです。だから、当然コストに応じて、例えば2割や3割負担ぐらいをしてもらうだけの余裕があるわけです。今、保育所の収入というのは公費と利用者負担ですが、もし利用者負担をもっとふやすことができれば、苦しい国の財政をもう少しはカバーできるのではないかと。この利用者負担の問題は、きょうは全く御説明がなかったのですが、それは考えておられないということなのか。

それから、特にこの保育児童の低年齢化によるコスト増というのが非常に深刻ですから、特にゼロ歳児について育児休業をなるべくとってこれというところなのですが、それはコスト面のインセンティブがなければとらないことが合理的となる。ゼロ歳児で入れなければ、1歳児、2歳児にはもう保育所に入れないという非常にモラルハザードが起こっている状態を放置しておくのは駄目なわけで、もっと利用者のインセンティブということを考えていただかなければ、この問題は対応できないのではないかと。

3番目に、規制改革会議で昔から言っています株式会社保育所の参入問題について、これは全く御説明がなかった。もちろん厚労省自体はそれを認めておられるわけですが、多くの自治体がこれに対して抵抗している。特に待機児童が多いところであっても。これについて、もっと厚労省として何ができるかということをお説明いただきたい。その3点について、よろしく願いいたします。

○安念座長 お問い合わせいたします。

○異課長 この新プランにつきましては、先生のおっしゃるように、我々も供給が需要を生んでいるということはあると思います。そもそも保育所がなかったところに保育所ができましたら、そこに当然申込者数ができて、その中から待機児童は生まれますので、我々もそれは大きな話だということは共通している認識でございます。

この新プランにつきましては、女性就業率と先ほど受け皿の数字の話を行いましたけれども、そもそも先ほども言いましたように、女性就業率と利用者数の相関関係が強いので、新プランをつくる際には、年齢ごとの女性就業率はこれぐらい上がってきたときに、これはあくまでもマクロベースの数字ですので、具体的にはこれぐらい、32万人ぐらいできるだろうということで、その数字を出したものでございます。

具体的には、先ほども言いましたように、実際は自治体が当然その部分にタワーマンションができればそこで当然ニーズが出てきて、それを把握した上で計画をつくるというのが基本だと思っています。そういう意味では、一番正確な数字というのは自治体が積み

上げた数字だと我々は思っていますし、それを全然否定するものではございません。ただ、我々が問題だと思っているのは、昨今問題になっているのは、まずニーズの市町村の把握、その潜在的ニーズの把握が甘いのではないかということが一つあるのと、実際、仮にニーズをちゃんと把握したとしても計画どおりに進んでいないという、この需要と供給の2つの面があると我々は思っています。

つまり、ちゃんと潜在的ニーズを具体的に把握する。これは例えば国でこういうように方程式みたいなものを出して、決めろというわけには多分いかないと思います。当然、これは港区でも違うし、あるいは今、武蔵小杉にタワーマンションがいっぱいできていますけれども、それでどれぐらいの子供世帯ができるかというのは、自治体で個別に積み上げないとなかなかできないというところがございます。ただ、見込みが甘いというのが、実際、先ほどの待機児童が多くなっている各自治体のヒアリングからもわかると思います。

そこをまずしっかりやってくれという話と、もう一つは、先ほども言いましたように、計画どおり進んでいない問題もあって、そこには土地の確保の問題あるいは地域住民との調整の問題などという問題があって、そこをうまくミクロ的に需要と供給を各自治体にやらせるようなことで、我々の手法としては、一つは見える化を進めることが大事だということで、これは来年度をめどに検討しているところでございます。当然、できるだけそこは早急に示すことによって、整備はそもそも来年度予算がまた各自治体でありますので、それに間に合うようにしたいとは思っています。

○安念座長 足元では本当に粟立つような大変な多忙さなのでよくわかるのですが、今の八代委員の一つの趣旨は、戦略的なターゲットはどこにあるのだろう。つまり、全女性のM字カーブの問題と捉えるのか、それとも例えば既婚女性のM字カーブをだんだん解消していこうとか、あるいは子供さんを持っておられる女性の就業率をこういうようにしていこうというのか。だから、単に足元で10万とか20万という数字を積み上げることは別に、マクロの戦略に見合った戦略があるのかという御質問だったかと思うのですが、どのようなものなのでしょう。

○異課長 基本的には保育を必要としている者についての待機児童でございますので、先生がおっしゃるように、未婚の方でも子どもがいらっしゃって働いている間子どもを預けることが必要ということもあるでしょうし、結婚されている方で共働きということもあるでしょうし、そこをターゲットにするということはあると思います。ただ、もう少しそれをミクロ的に、具体的にターゲットがないのではないかと問われれば、データのものと受け皿をどう積み上げていくのかという問題がございますので、基本的には保育を必要としている人を当然ターゲットにしてきているということでございます。

○安念座長 わかりました。また議論をしましょう。

コストによるインセンティブの調整という点はいかがですか。

○異課長 コストの話は、今までも当然保育料をもととかなり細分化をしていたわけなのですけれども、徐々に簡素化することによってできるだけ応益負担的な要素は強くなっ

ているのは間違いないです。

我々が難しいのは、幼児教育の無償化のお話の一つありまして、応益負担と無償化というのは、いわばベクトルが逆の話ですので、そのあたりをどう調整していくかという問題はあると思います。ただ、先生がおっしゃるように、ゼロ歳、1、2歳というのは単価が高いという問題がありますし、それが財政をひっ迫しているという問題がありますので、基本的には応益負担の流れはあると思います。

ただ、現実的に無償化との関係など、どういうようにやっていくのか。あるいは介護や医療と違って、給付システムが今まで市町村にまだないという実態がございます。つまり、例えば医療などだったら、レセプト情報などにつきまして、すぐ利用料などが出るわけですが、そもそも各保育費におきましては、今、定額負担という形になっていますので、基本的には市町村が保育料を集めていますけれども、そういうシステムがまだないという問題もございますので、そのシステムとの整備との関係でどうするかという問題も一つはございます。ただ、本来の流れは、おっしゃるとおり、社会保障は当然負担能力も勘案しながら応益的な要素を入れていくのが基本的なプリンシプルだとは思っております。

○八代委員 その考え方自体は正しいとしても保育所の現状は、コストが度外視された、行き過ぎた応能負担であることが問題です。つまり、収入の高い人は今でもそれなりに負担している。しかしそれがゼロ歳児から2歳児まで、非常に幅広いコスト差があるにもかかわらず、収入だけで決まっているところが不公平だと言っているわけで、コストと、むしろ医療保険、介護保険のように基本的に応能負担の要素もあるけれども、まず応益負担を重視するという、その仕組みのことを言っているわけです。確かに収入負担の簡素化というのは、昔の規制改革会議でお願いしたときにやっていただいたのですが、まだまだ不十分で、基本的に一部の貧しい人を除いて、各々のコストに見合っただけで応益負担でやればいいのか。それが規制改革会議の昔からの考え方だったと思います。

株式会社について、お願いします。

○異課長 1つだけ付言してもいいですか。応益負担の原則はあるのですが、これまでも、先ほども言いましたようにゼロ歳から5歳まで配置基準が違うわけで、当然ゼロ歳が3対1とか、あるいは1、2歳が6対1とか、3歳児なら20対1などになっているわけなので、これまでの保育料の見直しに関しては基本的にはできるだけ負担をでこぼさないようにという形でならしているという思想も現実的にはございます。ですから、そのあたりも配慮しながらやらないといけないということだけは付言させていただきたいと思います。

○八代委員 しかし、その高所得層についてまで、コストの差をならすという福祉の思想を改めなければいけないのではないかとやっているわけです。もともと児童福祉法というのは、子供は家庭で育てるもので、一部のごく貧しい家庭のため、保育に欠ける子のための仕組みだから、そういう福祉の考え方でよかったのですけれども、今や多くの家庭が保育所を使う時代に、いつまで児童福祉法の考え方を固守するかが最大のポイントなのです。この改革は市町村ではなくて、法律を所管している厚労省の問題なのです。

○巽課長 福祉の要素というか、できるだけ同じ保育所に入って負担を均てん化するというのは大事なことだと思いますので、私は応益負担を全然否定しているわけではないということだけ御理解いただきたいと思います。

○安念座長 私どもも応益負担が全部駄目だと言っているわけでは全然なくて、まずは10コストがかかるのならば、例えばの話、数字はどちらでもいいですけども、6は利用者が負担しよう、4は公費で負担しよう、では、その6をそれぞれ所得に応じてどういうように負担するのか。最初の出発点は、コストなのではなかろうかということをお願いしている。これはある種の永遠の論争だろうから、すぐに決着のつくことではありませんが、心はそういうことであるということでございます。

株式会社の方はいかがでしょうか。

○巽課長 株式会社につきましても、各自治体の取り組みによって、株式会社立の保育所の割合が違うということは、我々としても認識しているところでございます。国としては、株式会社であろうと、社会福祉法人であろうと、そこについては基本的には中立に考えているところでございますので、そのあたり、株式会社立を認めることによって待機児童対策をしているというようなところも、我々としても一部の市町村では聞いておりますので、そういった立場でございます。

○安念座長 数年前から厚労省さんは、大変心強いお立場をとっておられると思います。しかし、釈迦に説法だが、霞が関でお話を聞いているのと現場に行くのとでは相当に温度差があるやに聞いておまして、国として、株式会社というものをそんなに毛嫌いする必要は全然ないのだよという、その心理をだんだん普及していただきたいのだが、何かそういう点で改善策というものはおありでないかということをお願いしたかったなと思うのです。

○八代委員 ちょっと補足させていただくと、既存事業者の利権が絡んでいる面もあるのではないかと。自治体ベースになると、地元の社会福祉法人等の既得権というものがあるから、株式会社を意図的に排除する。例えばそのために、過去に認可保育所を経営した経験があることを参入条件にしたら、当然株式会社はそんな経験はないから、自動的に排除されるので、もっとこれは競争政策の観点として考えなければいけないのではないかと。厚労省としては、公平な競争をとという通達を出しておられるにもかかわらず、それに自治体に従っていないわけですから、公平な競争を確実に担保する必要があるのではないかと。

○安念座長 何かお考えはありますか。

○巽課長 これは法律改正して、子ども・子育て支援法の中でも、基本的には先ほどの市町村計画の中で、まだ満たさないような場合については拒否できない、当然、経営上の問題とか、そういう資質の問題等があればそれはできますけれども、基本的にはできないということになっていますので、我々も再三、自治体に対しては待機児童対策として整備を進めてくれということは通知等で言うております。そこをもう少し行うことについて、どこまで法的になど、できるかどうかということはあるとは思いますが。

○安念座長 それはそうなのだが。

八代先生、どうぞ。

○八代委員 要するに、通知を出したらもう厚労省の責任はないというのではなくて、実態をもっと調査していただきたい。単に株式会社の数の変化ではなくて、なぜ株式会社が参入できないかという要因も含めて、きちんとした調査をしていただく。もしそれが先ほど言った利権と関係があるようなことであれば、それは場合によっては、その自治体の実名を公表するというような手段も、別に法律を変えなくても、やる気があればできるはずだと思います。

○安念座長 この点は今後も深めていきたいと思います。

森下先生、どうぞ。

○森下座長代理 視点を変えてお話を聞きたいと思っているのですけれども、基本的には、私も今の厚労省の予測は非常に甘いのではないかと思います。これはここ3年、4年、前の規制改革会議から始まって、常に実需というか、需要の方が供給を上回っている。それでどんどん広がっているというのは、多分これからも今のお話を聞いている限りは追いつかないのではないかと。社会構造も変わって、女性の方も社会で働くような時代になっていて、私の周りなどでも働けないという人が多いのが事実だし、そういう環境を整えればまたふえてくるだろうと。また、今、イクメンなどというお話が出ましたけれども、そこがなかなか日本の環境の中で実際にできるかというところはまだ難しいので、そういうことを言っていると、非常に私はまた誤ってしまうのではないかと不安があります。

厚労省さんに私が言いたいのは、これはずっと市町村だからという話が出てくるのですが、この際、発想を変えて、自治体はもちろん今までどおり頑張ってもらおうとして、厚労省自体、国としてできることは何かあるのか。そこは積極的にやっつけていかない限り、これはなかなか解決しないのではないかと。

私が思うのは、実際に働いている女性の方が子供を預けて勤務先に行く。そういうときに、一体何が問題になるかをもっとイメージを持って語るべきではないかと思うのです。実際、今回事務局にも調べてもらいましたけれども、公務員の方は保育所に預けるときに、その途中にない限り通勤手当が出ないのですね。要するに、反対側に行った場合は通勤手当が出ない。これは民間企業も恐らくそうなのだろうと。そうすると、給料が安いところで毎日そちら側に行けるかということ、通勤沿線上に探さざるを得ない。あいているところに行きなさいといっても、わざわざそういうものが非常にとりにくいような状態になっているのではないかと。これは夜も多分一緒だと思うのです。同じように、先ほどのタワーマンションの話でも、これはつくるときに最初から企業主導型の保育園なりを入れてもらえれば、例えば容積率をアップするとか、積極的に誘導する方法はあると思うのです。

タワーマンションができるから待機児童が増えて、足りなくなるというお話ですね。最初からそれがふえないようにするようなことを施策として入れるべきではないのか。これは自治体ではなくて国ができる話だし、民間の活力で実際にそれをやるし、そういうものがあればそこに入ろうという方もふえるので、当然マンションの価格も上がるだろう、売

れやすくなるだろうと。いろいろな意味で経済の実態にも反映してくると思うのです。

だから、今までこの話は、先ほどのお話にもありましたけれども、公的な資金を使って普及をするということで、経済活動の一環だという感覚が乏しかったのではないかと思うのです。むしろ、そういう観点ではなくて、あくまでもこうした実態がある中を、それを実際の関連産業の育成という観点から考えていく必要もあるのではないか。これは自治体がつくったら、将来潰すというのも非常に難しいし、自治体の方も子供が減ったときを考えると、10年先、20年先を考えたら簡単につくれないという気持ちも、それはわかるのです。でも、民間であればそこはもう少し、ある意味、早く転換はできるし、場合によっては更に国の施策を先取りする形で、先ほどのお話ではないですけども、児童福祉だけではなくて、教育の観点を入れることもできるだろうと思うのです。

そうすると、企業主導型保育園はもっと国の方で考えて、どういうものをつくってあげばすぐ解決できるのか。少なくともこの2年間で7万軒ふえている。恐らく、これはもっともっと余力があるのだと思うのです。この場合であれば、国の財産は多少は変わりますけれども、自分たちでつくるのに比べると費用対効果はいいですし、実際にそういうものが劣っていると私は全然思いません。むしろ、ある意味自治体以上にいいサービスをしているところはしている。だから、発想を根本的に変えて、自治体や市町村のお尻をたたけばいいというのは、もう古いのではないか。もう十分たたいてくださったし、これ以上いくというのは、残っているのは先ほどの株式会社の話とか、そんなに多くないと思うのです。そうでなくて、厚労省が主体的に何ができるのか。自分たちの手の内に何があるのか。そこをもっと真剣に考えてやらない限り、解決しないと思います。霞が関で働いている官僚の方の子供のことを考えても、非常に苦労されていると思うのです。そこをもっと考えたらどうですか。

○安念座長 どちらからでもよろしいのだけれども、例えばタワーマンションなどをつくるときには、その中にはじめから保育ファシリティがインストールされていれば、いろいろな人にとっていいことだが、それにはインセンティブを与えなければいけない。それについてのお考えとか、施策はどうなっておりますか。

○異課長 タワーマンションの問題につきましては、我々も問題視しているところです。きょうは細かいところまで説明しませんでしたけれども、19ページのところに「大規模マンションでの保育所の設置促進」ということで、これは国交省から、先ほどおっしゃったような容積率緩和をするような場合に、それを活用して大規模マンションにおいて保育施設の適正な確保が図られるように自治体に通知するというところで検討しているところです。ただ、ベンダーなどの所有権の問題などもどうもあるようですので、そういった意味で、容積率緩和をしているところは、そもそも緩和されているのだから、そういうところを使って保育所を設置してくれということで今回通知するというところで、国交省にお願いしているところがございます。

○安念座長 なるほどね。

内閣府さん、どうぞ。

○西川参事官 お二人の委員の方から言われたところを随分受ける形で、企業主導型保育事業は設計されているのだろうと思っております。戦後ずっと市町村と主に公立及び私立は社会福祉法人ということでずっとやってきたというところで、平成12年に株式会社の参入だったり、規模の小さな保育所もできるということにしたわけですけれども、一向に思ったほど参入は進まないとか、ローカルルールがなかなか厳しいということで、この企業主導型保育というのは平成28年から、これは市町村を基本的に通らないといえますか、国と事業者の間にやりとりをして設置していくということですから、設置者の名称を見る限り、現実にもう株式会社が運営する保育施設の方が半数を超える形でやっております。社会福祉法人とか医療法人とか学校法人がやっているケースもありますけれども、多数はもう株式会社がやっているということでございます。八代委員のおっしゃっているようなところは、随分企業主導型で対応できているのかなと思っております。我々もこれは今まさにやっている最中で、現在も募集している最中でございますけれども、お金については企業からの拠出金でやっておりますので、そのあたりも経済界と御相談していく必要があるものです。

○八代委員 保育士の不足に関して、今、御説明があった企業主導型だと、保育士は100%でなくとも良い。ところが、厚労省の福祉の保育所の方は100%でなければいけない。この違いはどうか。それは子供の安全を内閣府の方は犠牲にしているのかということ逆を聞きたい。当然、そうでないのだったら、なぜ厚労省もこれだけ保育士が不足して困っているのに、相変わらず100%ルールを固守しておられるのかということです。もちろん、朝夕とか例外的なところは緩和されていますけれども。民間事業者の方のお話を聞くと、保育所はできているのだけれども、保育士が不足して稼働できていないケースがかなりあるわけで、ぜひ100%ルールを少なくとも内閣府のやり方とイコールフットィングにすることはできないかということをお聞きしたいと思えます。

○安念座長 そこは私もぜひ伺いたいのですが。

○西川参事官 きちんとした考え方が公式にあるのかどうかというのは、私も不案内ですけれども、企業主導型、企業が設置している保育施設ですと、不特定多数の方が出入りする認可保育所とは若干雰囲気が違うということもあって、要するに、雇用者と被用者の方々が専ら使っている場合の保育の中身といいますか、あるいは監督システムといいますか、そういうところとそうではないところはちょっと違うのかなということも議論の一つです。当然、我々も経済界といろいろ協議をした上で制度設計をいたしましたので、基本的には認可保育所並びでやっておりますけれども、幾つか若干違うところも出てきているということでございます。

○八代委員 今の点は余り説得的ではない。だって、企業主導型でも地域住民を受け入れるところだってあるわけで、子供のために何人保育士が必要かという基準は、何といたってもそれは保育の専門家が決めることであって、それに反しているという御意識はないはず

なのです。子供の安全というのは絶対ですから、企業型保育所でそれをおろそかにしていないということであれば、なぜ同じルールが厚労省には適用されないかということで、これは内閣府にお聞きしているのではなくて厚労省にお聞きしていますので、よろしく願いします。

○西川参事官 1点だけ、我々ももちろん保育士資格の方が高い比率の方が質は担保されているという認識は持っているわけですが、そこは先ほどの資料の6ページにも載っていたとおり、現実としては100%のところは過半を占めておりますし、我々もそこは誘導しているということで、経過的に5割というところもあるわけですが、なるべく100%に持っていく方向で運営費といいますか、補助金の方もそちらにインセンティブづけはしておりますので、そういう点は誤解のないようお願いしたいと思います。

○八代委員 別に誤解しているのではなくて、だから、我々が言っているのは最低基準のことです。事業者がそれより高めるのは自由なわけですね。現に事業所も努力している。しかし、最低基準を100%にするのは行き過ぎではないかということを行っているわけです。

○安念座長 厚労省さん、どうぞ。

○異課長 保育所につきましては、小規模保育などの連携施設になって受け皿となったり、代替保育の提供をしたりということもあったりするので、そのあたりは企業主導型保育と違うところはあると思います。企業主導型は、もともとこれは認可外という位置づけですので、そういったところはあるわけなのですけれども、ただ、企業主導型はまさしく福利厚生としてやっているような、いわば企業の裁量というか、地域枠というものがありますけれども、基本的にはその労働者のための保育というところがありますので、ある意味、そういう福利厚生の裁量を認めている要素もあるのではないかと思います。ただ、保育士の配置基準、2分の1の話は、先ほどから言いましたように、我々もできるだけ認可外も認可に移していくことが大事だと思っていますし、認可外の保育死亡事故につきましては、何十倍という事故が出ている問題もございますので、そこは慎重に考えないといけないと思っています。

○八代委員 そこが私は非常に合意できないので、一律に認可外は危険だ、認可は安全だということが何で言えるのか。もちろん認可の方がたくさん補助金が入っていますから、相対的に施設がいいのは当たり前ですが、そういう事前規制ではなくて、先ほどもちらっとありましたけれども、労働基準監督署のような仕組みを保育にもつくって、事前に通告せずに立入検査を認可、認可外共通にやる、そういう面で子供の安全を守るというのは大事ですが、認可にすれば安全だという根拠は何もないと思います。

だから、むしろ認可の基準と認可外の基準。これは正社員と非正社員の関係もよく似ていますが、今の認可保育所の基準が本当に合理的なものなのか、本当に必要な最低基準なのか。むしろ企業主導型保育所だって子供の安全はちゃんと守っていて、企業型保育所で事故が多いというデータがあるのですか。だから、認可外保育所一般だと劣悪なものがたくさんありますから事故が多いわけですが、少なくとも内閣府の監督しておられる企業主

導型保育所で本当に子供の事故が多いのですか。その点、内閣府にもお聞きしたいと思えます。

○西川参事官 今、ここはスタートしたばかりなので、我々もそういったところは当然制度化される時にそういった御懸念も国会でも相当いただきましたので、例えば災害時の保険なども認可外保育所と同じように、認可外保育施設という位置づけではありますけれども、文部科学省の公的な保険に加入できるようにということは議員立法で措置していただいたりして、我々もそこは万全の対応をしておりますので、そこはいずれデータで出せるように整備を進めているところです。

○安念座長 それは私どもも大変に関心を持っているところで、子供さんに事故があっってしまったのは元も子もありませんので、その事故といかなる要因が相関を有しているのかということ冷静に判断する必要があると思うのです。幸か不幸か、保育士さんの率が100%でない施設がもう既にあるわけですから、その保育士さんの率と相関しているのか、あるいは施設の何かと相関しているのかという、いろいろな仮説を持ちながら議論していくことが重要と思っておりますので、その点はまた今後とも両省に御教示を頂きたいと考えている次第です。

大臣がいらっしゃいました。

(梶山大臣入室)

○梶山大臣 続けてください。済みません。

○安念座長 どうもありがとうございます。

例の子育て安心プランの6つの支援プログラムですが、これ自体が更に非常に大きく枝分かれしていて、非常に盛りだくさんになっているのですが、それについての進捗管理というか、フォローアップというか、それはどのように進めていかれるのか、お教えいただけますでしょうか。

○異課長 今回も規制改革推進会議で工程はどうなるのだという話を聞いておりましたので、きょうの資料の中にも、できるだけ詳しく所管のところと実施状況についてやったところです。この6つの支援パッケージ以外にも、昨年度公表したときにも切れ目のない対策とか、あるいは先ほど来出ています3月の緊急対策とか、とにかくやれるものからやっというスタンスですので、余り悠長に1年でこうとか2年ではではなくて、時々刻々と、先ほどの容積率緩和の話で検討しているところでも、国交省の中でもできればすぐ当然通知を発出する形で動いております。ただ、フォローアップは当然やっていきますし、我々もこういったところが問題なのかということ进行分析するのは必要だと思っております。

それと、先ほど見込みが甘いのではないかと言われましたけれども、我々は先ほどから言いますように、基本的には自治体でローリングしたものを積み上げていきますので、そのあたりは、基本的には保育の提供義務というのは市町村ということで児童福祉法上決まっておりますので、それをどう支援するのかは、我々は技術的支援と予算の補助、あるいは

見える化とか、そういうものだと思っていますので、そのあたりは済みませんが御理解いただければと思っております。

○安念座長 現行の法制度がそうだというのはよくわかるのですが、私はこの点はかなりマクロ的に重要なことだと思うので、今後議論を深めていきたいと思えます。

○八代委員 今の法制度がそうなっているという御説明は全然駄目で、待機児童解消対策というのは今の内閣の最重要政策の一つで、そんなものを自治体だけに任せておいていいわけではないわけです。自治体は自分の目の前のことしかわからないわけですから、まずマクロ全体で、先ほど言ったように国全体の保育需要がどれだけあるか、それに応じて今の制度をどう変えていくかということまで考えるのが中央官庁の役割なわけですね。それを法律で自治体が直接やることになっているから俺は知らんというのは、ちょっと責任放棄だと思います。

○巽課長 それはちょっと語弊があるかもしれないですけども、基本的には児童福祉法でそうなっていて、なぜなっているのかというと、地域のニーズが一番基礎自治体わかりやすいだろうということでそうなっているわけでごさいますして、それを国で一律に保育所はこう設置しろと言うわけには多分いかないと思うのです。ですから、そこは当然立法趣旨があって市区町村が責任主体になっているのです。我々も当然、国としては全面的に待機児童解消、ゼロにするということは総理の発言の中で言っているわけですし、そこだけは済みませんが、語弊のないようにお願いいたします。

○安念座長 わかりました。

ありがとうございました。1回で片のつかないことであることはよくわかりましたので、両省には今後とも御教示、御協力を賜りたいと存じます。私どももこの点は何度も出てきましたように、現政権の最重要課題であるという認識を強く持っておりますので、協力できるところは協力しながらやっていきたいと存じます。どうぞ今後ともひとつよろしくお願いをいたします。

きょうはありがとうございました。両省の方、御苦勞さまでした。御退室ください。

(厚生労働省、内閣府退室)

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、ここから資料1をごらんいただけますでしょうか。これは当ワーキングの今期の主な審議事項ということで、こういう形で別にこれに限られるということではありませんが、とりあえずはこういうことをしようという整理をしてはどうかという、それだけのことでございます。1枚紙ですので、読ませていただきます。

保育・雇用ワーキング・グループは、働き方が多様化する中、働き方の選択を容易にし、また、どのような働き方を選択しても著しく不利にならず、すべての働く方々が安心して働くことができる環境整備を促進する観点から、まずは、規制改革推進会議で決定された「当面の重要事項」（平成29年9月11日規制改革推進会議決定）に取り組む（別紙1）。

また、これまでの「規制改革実施計画」に盛り込まれた規制改革事項のフォローアップも適確に実施する（別紙２）。

さらに、今後、議論の状況を踏まえ、審議事項の追加等を行う。

1. 待機児童解消のための「子育て安心プラン」実現に向けた保育制度の見直し

今度こそ待機児童問題に終止符を打つために自治体の取組を促す制度改革、自治体の保育に関する情報開示の充実のほか、社会全体で保育を支える仕組みづくり

2. 日本でのキャリア形成を目指す若手外国人材の雇用環境整備

国境を越えたキャリアパスを望む留学生などの在留資格の在り方の検証など

3. フォローアップなど

（１）平成29年6月の規制改革実施計画に盛り込まれた「ジョブ型正社員の雇用ルール確立」、「法定休暇付与の早期化」について、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行う。

（２）平成27年6月の規制改革実施計画に盛り込まれた「労使双方が納得する雇用終了の在り方」について、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行う。

（３）第1期からの継続案件である、在職中に職業能力を高める仕組みづくりなどについて、引き続き検討を行う。

以上

ということでございます。

実際には、ここわずか2か月かそこらの間に保育の紙をつくらなければいけませんので、思ったとおりにいくかどうかはわからないし、また、別の緊急の案件が飛び込んでくるかもしれませんので、このとおりにいくかどうかは別問題ですけれども、当面このような感じでやってはどうかと思っておりますが、よろしゅうございますか。

八代先生、どうぞ。

○八代委員 今も問題があったのですが、ある程度、実現できないかもしれないようなハードな規制改革についても検討させてほしい。つまり、この保育の問題に関して、これは規制改革推進会議の在り方ですが、昨年いろいろな人と議論をすると、できないことを言うてできなかったら規制改革会議の恥だというような考え方も一部にあっ多様です。私は昔の規制改革推進会議というのは、例えば株式会社の病院経営とか、必要なことだが、政治的に実現可能性が大きいことも言い続けてきた。だから、待機児童の問題でも、一番重要なことは、児童福祉法の抜本的な見直しだと思うのです。これは今の介護保険ができたときに、高齢者福祉だった過去の仕組みを抜本的に変えて、企業を全面的に入れた福祉の基礎構造改革というものをやったわけで、そのときに児童福祉が漏れてしまったので

すね。だから、今このような問題が起こっている。だから、介護でやったことと同じことを児童福祉でやらないといけない。

株式会社の問題とか保育士の不足の問題、これは厚労省も基本的に合意されていることですから、あとは細かいことである程度合意が可能といえます。この2つを両方バランスを取って進めていくべきだと思います。○安念座長 座長としての個人的な見解ですけれども、我々民間人の強みなのかどうかはわからんが、恥はかいてもいいだろうと思います。どうせ霞が関で出世する必要などないのだから。かき捨てと言ってしまうては無責任になるけれども、恥をかくのを恐れているは、何もできないでしょう。具体的にどうということではないけれども、先生のおっしゃることは私も全くそう思います。特に、きょうの話にも実はもう出ているのだけれども、福祉という枠組みから全く離れろとは言わない。もちろん福祉の要素があるのは当然なのだが、福祉という枠組みだけで考えていると、結局M字カーブもちょっとずつ底が上がってきたねということになるなということを私も実感しました。だから、すぐに実現できなくてもいいが、少なくともフィロソフィーは示しておきたいと、それはもう当たり前の話だと思います。

飯田委員、どうぞ。

○飯田委員 恐らくしばらく保育の方でかかり切りだとは思いますが、その後ろの若手外国人材の方について、何となくこれまでのイメージですと、大学に留学してきている子というイメージかと思うのですが、結構日本に来ている外国人労働者は多様ですので、それ以外の例えば技能実習制度などにも言及して、勉強していければと。

○安念座長 言及しないわけにはいかない。

○飯田委員 そうですね。

○安念座長 ありがとうございます。

それでは、一応こういう形で進めさせていただきたいと存じます。

(報道関係者入室)

○安念座長 それでは、大臣から一言、お願いいたします。

○梶山大臣 規制改革担当大臣の梶山でございます。

安念座長を始め委員各位におかれましては、お忙しい中御出席を頂き、活発な御議論を頂きましたこと、感謝を申し上げます。

今月11日の規制改革推進会議において決定されました「年内を目途に解決の道筋を示すべき重要事項」の一つとして、「待機児童解消のための『子育て安心プラン』実現に向けた保育制度の見直し」が位置づけられました。総理からも、待機児童問題に速やかに終止符を打つべく、検討の指示を頂いております。現実に待機児童がいるということで、その前提でしっかりと実態を把握した上で議論を進めさせていただきたいと思っておりますし、また、預かる子供さんたちの安全、預ける親御さんたちの安心といったことも含めた様々な観点から御議論も頂きたいと思っております。

今ある課題をしっかりと解消していくことが、大事なことでありと思っております。私

も担当大臣として、しっかりとサポートをしてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○安念座長 大臣、ありがとうございました。

それでは、プレスの方はここまでということで、お願いいたします。

(報道関係者退室)

○安念座長 本日の議論はここまでとさせていただきます。

そのほか、事務的な連絡がありましたら、事務局からお願いします。

○佐藤参事官 次回のワーキングの日程につきましては、追って御連絡させていただきます。

○安念座長 それでは、本日はこれで終了いたします。

大臣、どうもありがとうございました。

皆さん、お忙しい中、ありがとうございました。